

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	学籍簿
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画部 経営戦略課 データ分析室
個人情報ファイルの利用目的	柏市学力テストの分析を行うため。
記録項目	1 氏名, 2 生年月日, 3 所属学校コード, 4 卒業年度
記録範囲	柏市内の小中学校に在籍する生徒
記録情報の収集方法	教育委員会からの提供
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	無し
開示請求等を受領する組織の名称及び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第1号（電算処理ファイル）※ ※政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	統計データの分析データファイル
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画部 経営戦略課 データ分析室
個人情報ファイルの利用目的	人口移動のデータから、地域的な特徴や市の施策の反映状況を把握するため。
記録項目	1届出日, 2異動日, 3宛名番号, 4住所, 5世帯人員数, 6外国人であることの表示, 7生年月日, 8年齢, 9性別, 10続柄, 11転入前住所, 12転出先住所, 13転出予定日, 14転出届出日
記録範囲	転入者, 転出者
記録情報の収集方法	住民基本台帳
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	無し
開示請求等を受領する組織の名称及び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第1号（電算処理ファイル）※ ※政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	統計調査員・指導員名簿（従事者名簿）
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画部 経営戦略課 データ分析室
個人情報ファイルの利用目的	各種統計調査を実施するにあたり，従事する統計調査員・指導員の情報を管理するため。
記録項目	1 氏名， 2 性別， 3 生年月日， 4 住所， 5 電話番号， 6 メールアドレス， 7 金融機関の口座
記録範囲	本人
記録情報の収集方法	本人，登録調査員名簿
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	千葉県，国
開示請求等を受領する組織の名称及び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第1号（電算処理ファイル）※ ※政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国勢調査の推薦者名簿
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画部 経営戦略課 データ分析室
個人情報ファイルの利用目的	町会・自治会・区長等に国勢調査員の推薦を依頼するため。
記録項目	1 氏名, 2 住所, 3 町会・自治会名
記録範囲	国勢調査員の推薦者
記録情報の収集方法	町会・自治会を所管する部署からの提供
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項（電算処理ファイル）※ ※政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	登録調査員名簿
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画部 経営戦略課 データ分析室
個人情報ファイルの利用目的	統計調査を行う上で統計調査員の確保が必要であり、「柏市統計調査員確保対策事業実施要領」に基づき統計調査員の登録を行った者（以下「登録調査員」という。）を管理するため。
記録項目	1氏名, 2性別, 3生年月日, 4顔写真, 5住所, 6電話番号, 7メールアドレス, 8職業, 9勤務先又は最終勤務先, 10公職歴, 11調査従事履歴, 12金融機関の口座, 13緊急連絡先の氏名, 14緊急連絡先の住所, 15緊急連絡先の電話番号, 16緊急連絡先の者と登録調査員の続柄, 17表彰歴
記録範囲	登録調査員, 登録調査員が緊急連絡先として指定する者
記録情報の収集方法	本人, 緊急連絡先として指定した登録調査員
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	千葉県
開示請求等を受領する組織の名称及び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第1号（電算処理ファイル）※ ※政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市民意識調査の対象者名簿
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画部 経営戦略課 データ分析室
個人情報ファイルの利用目的	まちづくり推進及び市政運営の基礎資料とするために実施する市民生活や市政に対する市民意識についてのアンケート調査を行うため利用するもの。
記録項目	1 氏名, 2 性別, 3 生年月日, 4 住所
記録範囲	柏市に住民登録している者
記録情報の収集方法	住民基本台帳
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第1号（電算処理ファイル）※ ※政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	